



<p><u>第6条（買付時期・価額）</u>  <u>1. 当社は、申込者の口座残金が指定された有価証券の買付価額に達しているときは、その都度遅滞なく買付けを行います。</u>  2. (省略)  3. <u>第1項の規定にかかわらず、財形住宅貯蓄契約にもとづき買付ける有価証券の募入平均利回りがゼロ%以下の場合には、当社は、申込者からの払込金、果実および償還金の受入れにもとづいて生じた預り金（以下「払込金等」といいます。）による当該有価証券の買付けを休止し、当該利回りがゼロ%超となり、当該有価証券の買付けが再開されるまでの間、申込者からの払込金等を預り金として管理します。</u></p>	<p><u>（買付時期・価額）</u>  <u>第6条</u> 当社は、申込者の口座残金が指定された有価証券の買付価額に達しているときは、<u>そのつど速やかに</u>買付けを行います。  2. (省略)  3. <u>第1項の規定にかかわらず、財形住宅貯蓄契約に基づき買付ける有価証券の募入平均利回りがゼロ%以下の場合には、当社は、申込者からの払込金、果実および償還金の受入れに基づいて生じた預り金（以下「払込金等」といいます。）による当該有価証券の買付けを休止し、当該利回りがゼロ%以上となり、当該有価証券の買付けが再開されるまでの間、申込者からの払込金等を預り金として管理します。</u></p>
<p><u>第11条（解 約）</u>  <u>1. (1) (省略)</u>  (2)財形住宅貯蓄の要件を満たさなくなったとき。  (3) (省略)  2. ～3. (省略)</p>	<p><u>（解 約）</u>  <u>第11条</u> (1) (省略)  (2)財形住宅貯蓄の要件を満たさなくなったとき。<u>(重度障害、災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情を含む。)</u>  (3) (省略)  2. ～3. (省略)</p>
<p><u>第14条（この約款の変更）</u>  <u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第15条（その他）</u>  <u>1. (省略)</u>  2. (省略)  3. <u>申込者あて、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責めに帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとしします。</u></p>	<p><u>（その他）</u>  <u>第14条</u> (省略)  2. (省略)  3. <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。</u></p>

2. 上記1. 新旧対照表記載以外の形式的な変更

(変更箇所は、下線部)

変更後の約款における該当箇所	新	旧
各条の見出しと第1項の冒頭	<u>第●条 (●●●●)</u> <u>1. . . .</u>	<u>(●●●●)</u> <u>第●条 . . . .</u>
第9条第1項、第13条	<u>もとづく</u>	<u>基づく</u>
第3条第3項、第10条第1項・第2項	<u>します</u>	<u>いたします</u>
第3条第4項	<u>第4条の2</u>	<u>第4条2</u>
第3条第4項、第4条第1項第1号・第2号、第5条第1項、	<u>もとづいて</u>	<u>基づいて</u>
第9条第1項	<u>お客様</u>	<u>お客さま</u>
第10条第3項	<u>勤労者財産形成促進法施行令</u>	<u>促進法施行令</u>
第15条第2項第1号	<u>もとづき</u>	<u>基づき</u>
第15条第2項第3号	<u>取引</u>	<u>買付け</u>

以上